



サステナビリティ関連開示規則（SFDR）発効
～開示の拡充を通じ、サステナブル投資の促進を目指す～

- SFDRでは、商品の特性に応じて、それぞれ開示すべき項目が定められています。



- EU域内にある「企業」および「商品」に対し、SFDRが適用されます。



＜対象企業＞

EU域内の金融市場の参加者

保険会社、投資会社、職域年金基金、年金商品提供者、オルタナティブ投資運用会社、汎欧州個人年金基金商品提供者、UCITS*管理会社、ベンチャーキャピタル運用会社

EU域内の投資アドバイザー

保険型投資商品に関するアドバイスを提供する保険仲介機関及び保険会社、投資アドバイスを提供する銀行、投資会社、オルタナティブ投資ファンド運用業者、UCITS*管理会社



＜対象商品＞

金融商品

UCITS*、オルタナティブ投資ファンド、年金商品、保険型投資商品、汎欧州個人年金基金商品等

投資アドバイス

投資一任、投資助言、保険型投資商品に関するアドバイス 等

*EC（欧州委員会）の指令に準拠したファンド



SFDRの対象企業には、顧客の種類に応じて次のような対応が求められる見込みです。



個人投資家向け

販売会社は、対象企業が提供する投資商品がどの分類に属するかを把握する必要がある。また、投資家がどの程度サステナビリティを選好しているかを考慮し、商品提案を行う必要がある。



機関投資家向け

運用会社等は、投資先企業の情報提供により、機関投資家自身に課された規制対応をサポート。今後、機関投資家は自身が投資する商品に対し、より詳細な情報開示を行う可能性も。

ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.85%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.068%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会